

平成 27 年度予算要求・税制改正要望に向けた緊急提言

平成 26 年 8 月 26 日
少子化危機突破タスクフォース予算・税制検討チーム

平成 26 年 5 月 26 日の「少子化危機突破タスクフォース（第 2 期）取りまとめ」後、「経済財政運営と改革の基本方針 2014～デフレから好循環拡大へ～」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)においても、少子化対策の充実が盛り込まれるなど、少子化対策へ待ったなしで取り組むべきという「少子化危機突破」に向けた機運醸成が広がっている。こうした動きを加速化し、「少子化危機」を突破するために、平成 27 年度予算要求・税制改正要望に向け、下記緊急提言を行い、政府の対応を求めるものである。

- 1. 結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のための地域少子化対策強化交付金の延長・拡充**
「地方目線」「当事者目線」で、きめ細やかな少子化対策が継続的に実施できるよう、地域の実情に応じたニーズに対応した、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」を推進するため、平成 25 年度補正予算により創設した地域少子化対策強化交付金を延長・拡充すること。
- 2. 子ども・子育て支援新制度において質・量の充実を図るために必要な財源の確保**
平成 27 年度に本格施行が予定されている新制度については、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援の質・量の充実を図るための財源（1 兆円超程度）の確保に努めること。消費税率 10%への引上げにより得られる税収のうち 0.7 兆円程度が充てられることとされているが、残りの 0.3 兆円超についても確保すること。
- 3. 抜本的な少子化対策に取り組むための財源のさらなる確保**
少子化対策を未来への投資として、3 人以上の多子世帯に対する子育てにかかる費用負担の軽減等を図るとともに、抜本的な少子化対策に取り組むためにも財源のさらなる確保が必要である。出生率を V 字回復させた欧州諸国の成功事例も踏まえつつ、現在の家族関係社会支出の対 GDP 比約 1%の倍に当たる対 GDP 比 2%を目指すこと。
- 4. 仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業支援のための税制**
次世代育成支援対策推進法が延長・強化されたことを踏まえ、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む子育てサポート企業として「くるみん」認定を取得するインセンティブを与え、企業の「くるみん」認定取得を推進・加速化するため、平成 23 年 6 月 30 日に創設された「くるみん税制」を延長・拡充すること。また、さらなる仕事と家庭の両立支援の取組を進め、「プラチナくるみん（仮称）」認定を取得した企業に対しては、さらなる税制優遇措置を受けられるようにすること。
- 5. 結婚・子育て支え合いを促進するための税制等**
結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進するとともに、若い世代が希望を叶え、安心して結婚し子育てのできる環境整備に向けて、高齢者世代が若い世代を支える、信託の機能を活用した新たな贈与税の非課税措置を設けること。子育てに要する支出を控除の対象とするような所得税制上の措置を設けること。今後、社会保障制度の充実による高齢者給付の国庫負担分を死亡時に国庫還元する仕組み、女性の働き方の選択に対して中立的な税制等への見直し、及び 3 人以上の多子世帯に対する税制優遇について検討すること。
- 6. 三世同居・近居に係る軽減のための税制**
高齢者や若い世代の希望に応じた家族関係や地域とのつながり、子育て世代の子育ての態様について各人の希望を実現するため、三世同居・近居に係る税制上の措置を設けること。
- 7. 民間企業の本社機能の地方移転を促進するための税制**
個性を活かした地域戦略と、働き場所があって暮らし続けられる地域社会の構築に向けた議論とあわせ、都市と地方の在り方を含めた望ましい未来像を実現するため、中長期的に企業の本社機能の地方移転を促進するためのインセンティブについて、法人実効税率の引き下げの検討の中で併せて検討すること。